

# 山梨市(山梨県)

(2005年9月13日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月22日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	<p>旧三富村 旧牧丘町 旧山梨市</p>
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> 有(人口要件・ <input checked="" type="checkbox"/> 市の全域を含む新設合併)・無		
人口 <sup>(1)</sup> ：39,797人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 22.4%)	面積 <sup>(3)</sup> ：289.87k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：20人(法定上限20人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：394人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：0.421	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：87.8%	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：17,666,769千円		
うち、地方税 3,684,668千円、地方交付税 5,074,258千円		
合併特例債発行予定額 12,377百万円／同限度額 14,210百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業 20.8%、第二次産業 26.9%、第三次産業 52.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
(4)：合併時の数。 (5)(6)(7)：2004年決算統計。 (8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧山梨市	32,505人	20.8%	53.11k m <sup>2</sup>	20人	298人	0.52	80.6%
旧牧丘町	5,920人	29.7%	101.85k m <sup>2</sup>	16人	141人	0.18	87.9%
旧三富村	1,372人	31.0%	134.91k m <sup>2</sup>	10人	36人	0.13	89.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
(4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、②地方分権推進、①合併の大きな流れ>
<p>厳しい財政状況や地方分権の推進などへの対応策として合併を推進したが、合併をまちづくりの契機とすることも重要な目的とした。</p>
(2) 合併のプロセスで重視したこと<⑤新市の名称、⑧事務事業の調整、②住民の理解>
<p>&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p>合併を行う上で何よりも住民の理解を得ることが重要であると考え、事務事業の調整に当たっても同意が得られるような方向で検討した。</p>
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、⑥市町村職員>
<p>&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p>市町村長は、各市町村の住民、議会などの理解を得るため、各種説明会や合併懇話会の開催、議会との協議を行った。職員は精力的に事務事業の調整を行い、合併を推進した。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
2001年1月、合併関係市町村を含む東山梨地域7市町村での合併協議をスタートさせ、2003年3月には春日居町を除く6市町村で任意協議会を再編して市町村派遣職員による事務局を設置。同年11月には法定協議会に移行したが、2004年7月、新市の名称などの調整が整わず山梨市が協議会から脱退、その後牧丘町、三富村が脱退した。(東山梨地域7市町村：塩山市、山梨市、牧丘町、勝沼町、大和村、三富村、春日居町)																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
合併関係市町村以外との合併協議は上記のとおり。現在、新たな合併協議は行っていない。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合(複合的一部事務組合を含む)の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2004年7月、それまで法定合併協議会で協議を進めていた6市町村の枠組みから山梨市が脱退した。																			
(5) 任意の合併協議会(設置していない)																			
構成メンバー																			
運営上の工夫																			
(6) 法定協議会(設置期間：2004年10月5日～2005年3月21日)																			
住民発議等	有(直接請求・住民発議)・ <span style="border: 1px solid black;">無</span>																		
構成メンバー	首長・議長・収入役各1名、住民各5名(内旧山梨市・牧丘町は1名が議員、旧三富村は2名が議員) 計24名																		
運営上の工夫	特になし。																		
(7) 基本5項目(①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)																			
<p>&lt;協議を行ううえでの工夫&gt;</p> <p>法定合併協議会を設置する段階で3市町村による協議書を取り交わし、合併の方式、新市の事務所の位置について先に合意した。合併期日についても平成17年3月31日を目標期日とすることで確認した。</p>																			
<p>&lt;協議開始および決定の時期&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月	合意：	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月														
合意：	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月	04年10月														
<p>&lt;決定に至るまでに最も難航した項目と解決策&gt;</p> <p style="text-align: right;"><span style="border: 1px solid black;">②期日</span></p> <p>合併前に取り交わした協議書では2005年3月31日を目標期日とすることで合意したが、法定合併協議会の協議において、合併特例法の期限内である2004年度中の合併かあるいは、改正により財政支援が受けられる2005年度での合併かで改めて議論した。最終的には、双方のメリット、デメリットを整理し比較検討する中で、国の市町村合併推進体制整備費補助金(3億円)が2004年度中であれば見込めるが2005年度に予算計上されるかどうか不透明であるとの理由で、2005年3月22日の合併を決定した。</p>																			
<p>&lt;基本項目①「合併の方式」の決定理由&gt;</p> <p style="text-align: right;"><span style="border: 1px solid black;">新設</span>・編入</p> <p>3市町村での合併協議以前の6市町村での合併協議と同様の方式であり、各市町村の意向を十分踏まえる中で合併することを前提に選択した。</p>																			

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> <span style="float: right;">2005年3月22日合併</span>				
上記<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>記載の通り。				
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> <span style="float: right;">公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</span>				
決定手続：3市町村在住者を対象に新市の名称を募集した。 選定理由：「山梨市」の応募が一番多く、この地域の名称としての歴史もあり共通した名称であるため。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> <span style="float: right;">既存施設 ・新規建設</span>				
3市町村のうち自治体規模の一番大きい山梨市の庁舎を新市の事務所の位置として決定した。しかし、本庁機能は一部分散し、旧3市町村の役場を全て分庁舎として活用することとした。(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の分庁舎及び支所とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヵ年 理由 地方交付税の合併算定替えや合併特例際などの財政支援が受けられる期間が合併後10年間であり、将来的なまちづくりを考える場合、10年間が適切であると考えたため。				
<策定に当たっての工夫> 旧市町村の総合計画の内容を検証するとともに、地域特性や地域資源をできるだけ生かすようなまちづくりの方向性を検討し、将来像やそれを実現するための施策の内容に反映した。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 厳しい財政状況への対応として、「行財政改革の推進」を施策の方針の一つとして位置付け簡素で効率的な行財政運営推進に努めることとし、公共施設についても、既存施設を可能な限り活用することを前提とすることを明記した。また、地方分権が目指す個性ある地域づくりのために必要な「協働」についても、施策の方針として位置付け市民が参画できる仕組みを整えることとした。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 3市町村の総合計画を検証し、それぞれが持つ地域特性を生かすような方向性を導き出した。また、各総合計画に基づく事務事業については、継続事業及び合併時に予定されている事業は、新市においても実施できるような内容で主要事業を位置付けた。				
単位：百万円 ( )は%	合併前 (2002年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	19,178	19,255	19,127	17,206
地方税	3,935(20.5)	3,872(20.1)	3,872(20.2)	3,872(22.5)
地方交付税	6,102(31.8)	5,470(28.4)	5,078(26.5)	4,835(28.1)
歳出合計	18,477	18,374	18,496	16,905
人件費	3,482(18.8)	3,077(16.7)	3,150(17)	2,779(16.4)
(参考：一般職員数)	(475人)	(412人)	(393人)	(372人)
公債費	2,247(12.2)	2,225(12.1)	3,029(16.4)	3,702(21.9)
普通建設事業費	5,221(28.3)	4,532(24.7)	4,525(24.5)	3,390(20.1)

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等の配布（全5号。配布方法：行政区の区長、組長に依頼）</li> <li>・HPの開設（2004年10月開設、随時更新、アクセス数30,305回）</li> </ul>	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併推進事業費補助金（3,000,000円）。 山梨県市町村合併支援特例交付金（5年間で6億円）。 人的支援：合併協議会に県職員1名派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	39,911千円
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市庁舎事務所移転</li> <li>・例規整備</li> <li>・ホームページ作成</li> <li>・サイン計画、市章整備</li> <li>・バス路線計画策定 等</li> </ul>

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	厳しい財政状況への対応も合併の大きな目的であったため、人件費削減の観点からも特例を適用せず、議員数を減らすことが望ましいとの考え方で、3市町村の調整が整ったため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2005年11月30日まで特例措置を適用）・無
その理由	設置選挙の場合、合併後の委員数が減少するとともに、新しい委員が決まるまでの間、農業委員会事務に空白期間が生じることになる。そのため、農業委員会事務の停滞と、急激な委員の減少による住民サービスの低下を招かないようにするため。合併特例法第8条第1項の規定による在任特例を適用し、選挙による委員は2005年11月30日まで新市の委員として在任する。
(3) 三役	
旧山梨市	市長は新市の市長、助役、収入役は退職。
旧牧丘町	町長は新市の助役、助役は不在、収入役は市議会議員。
旧三富村	村長は退職、助役は不在、収入役は新市の収入役。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減> 現在、定員適正化計画の策定を検討中。 <新規採用の抑制> 2005年度の新規採用は行わない。
給与の調整	当面は合併前の市町村ごとのままとした。
役職の調整	課長職については、適正を見ながら調整した。一般職については、合併時の役職、給料表をみながら調整した。

(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に部・課とも完全に統合)		
旧3市町村役場を活用した分庁方式とし、牧丘庁舎に農林課、三富庁舎に観光課を置き、その他の課を山梨庁舎及び旧山梨市内の公共施設内に置いた。また、本課のない業務を担当するため、各庁舎に支所を設置した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
特になし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・無	
その理由	合併後も、旧市町村の個性を大切にしながら、地域住民の声を施策に反映させ、地域特性を生かした、きめ細かな行政サービスを実現するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人住民税法人税割	旧山梨市 13.1% 旧牧丘町 12.3% 旧三富村 12.3%	2005年4月1日から13.1%に統一。
都市計画税	旧山梨市 0.2% 旧牧丘町 なし 旧三富村 なし	2005年4月1日から0.2%に統一。
入湯税	旧山梨市 1人一泊 150円 日帰り 50円 旧牧丘町 1人1日 150円 旧三富村 1人1日 150円	2005年4月1日から1人1泊150円、日帰り50円に統一。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	基本料金、超過料金の単価は当面現行のおりとし、峡東地域広域水道企業団からの受水を見据えながら、できるだけ早期に統一する。	
下水道料金	現行のおり新市に引継ぎ、新市における下水道整備計画見直しの際に検討する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：2005年度から統一。)		
賦課徴収方法	旧山梨市：保険税 旧牧丘町：保険税 旧三富村：保険税	現行のおり保険税方式とする。
所得割	旧山梨市：7.8% 旧牧丘町：4.4% 旧三富村：7.2%	2005年4月1日から7.5%に統一。
資産割	旧山梨市：22.0% 旧牧丘町：56.0% 旧三富村：65.0%	2005年4月1日から22.0%に統一。
均等割	旧山梨市：23,000円 旧牧丘町：20,000円 旧三富村：24,000円	2005年4月1日から23,000円に統一。

平等割	旧山梨市：27,000 円 旧牧丘町：26,000 円 旧三富村：28,000 円	2005年4月1日から27,000円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：2005年度から統一）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧山梨市：2,775 円 旧牧丘町：2,700 円 旧三富村：2,920 円	被保険者数と標準給付見込額、保険料収納必要額（被保険者負担金、調整交付金、財政安定化基準拠出金等）を試算し、第1号被保険者一人当たりの保険料を算出した。
(13) 電算システムの取扱い（合併前後に随時統合）		
整備方法	合併時まで住民基本台帳システム、財務会計システムは統合し、合併スケジュールの関係で統合できないシステムのうち必要なものは継続して稼働させ、合併後に随時統合を進めていくこととした。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧牧丘町については、大字名の前に「牧丘町」を町名として付すこととし、旧三富村については、これまでの大字名に「三富」を付した字名とした。	

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：300百万円/5年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2005・2006年度での策定に向け、庁内検討組織を設置して、策定の基本的な考え方、今後の策定スケジュール等を検討中）
総合計画	策定作業中（基本構想と合わせて策定する）
(3) 合併による効果	
<②サービスの高度化・多様化> 合併により管理部門を合理化し、保健、福祉などの具体的な行政サービス提供部門の職員数を増員することで、担当業務の専門性を高めながら高度化・多様化する行政ニーズに対応することができる。	
<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 国道140号、笛吹川沿いに広がる3市町村の合併のため、地域特性としての自然環境の保全やそれらを生かした観光振興などの面において、より広域的な視点での施策展開が可能となった。また、各地域の様々な資源を活用した新しい政策検討の可能性が広がった。	
<⑤行財政の効率化> 合併によりこれまで旧市町村単位ではできなかった組織のスリム化、専門化などの行政改革が可能となり、行財政改革と効率化な事務事業の展開を進めていくための体制が整ったといえる。	
(4) 合併による問題点と解決策	

<①役場が遠くなり不便になる>

新市の本課業務のほとんどが山梨庁舎及び旧山梨市内の公共施設に配置されたため、旧牧丘町・三富村の住民にとっては、「これまで役場で行っていた届出、申請、相談などの各種業務が、山梨庁舎まで行かないとできないのでは」との不安があった。しかし、戸籍、住民票などの窓口業務や各種申請業務など、住民生活に関わりの深い事務については、各支所に対応できるような組織を整備することで、その不安の解消を図った。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

旧牧丘町・三富村は、丘陵地帯、山岳地帯にあるため、「平坦部が多く人口の集中する旧山梨市を中心にまちづくりが進められるのではないか」という不安があった。これについては、旧市町村ごとに地域審議会を設置し各地域の意見を行政に反映させる体制を整えるとともに、今後、行政評価制度の構築にも取り組み、住民への説明責任を果たしながら均衡のとれた施策展開を図ることで、不安解消を図りたい。

<⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する>

合併により市域が広がり人口も増えることで、行政サービスの対象者が増え、財政的な負担も増大するため、サービス水準自体が下がるのではないかと指摘があった。しかし、「財政的な厳しさは合併しない場合のほうが大きく、合併しなければサービスの低下は避けられない」との説明を行い、事業の選別化、民間委託などの手法を取り込みながら、必要なサービスについては現状の水準を維持できるような対応を進めていきたい。

(5) 残された課題

- ・ 未調整項目の調整
- ・ 合併効果を上げるための行財政改革の推進
- ・ 支所機能の検討
- ・ 職員及び住民の意識改革による協働のまちづくり